

# 「開示検査事例集」の公表について

証券取引等監視委員会 事務局 開示検査課  
課長補佐 八木原 栄二

## はじめに

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)は、平成29年10月3日に「開示検査事例集」<sup>①</sup>を公表しました。

本稿では、公表した「開示検査事例集」の目的・内容・活用方法等についてご紹介いたします。

なお、本稿中の意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りいたします。

## 1. 開示検査事例集の目的・活用方法等について

有価証券報告書の虚偽記載等の開示規制違反は、投資家に不測の損害をもたらします。

証券監視委では、こうした開示規制違反を早期に発見するとともに、再発防止や未然防止のため、金融商品取引法に基づいて、有価証券報告書をはじめとする各種開示書類の提出者等に対して開示検査を実施しています。そして、開示検査の結果、当該開示書類についての重要な虚偽記載等、重大な開示規制違反が判明したときには、当該開示書類の提出者等に対する課徴

金納付命令の勧告を金融庁に行ったり<sup>②</sup>、当該開示書類の提出会社に自主的な訂正報告書の提出を促したりしています。

証券監視委は、平成20年以降、開示検査により課徴金納付命令勧告を行った事例の内容等をまとめた「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」を作成・公表し、上場企業、会計監査人、投資家等の方々に対し広く啓蒙・周知を行ってきています。

こうした中、今年版の事例集については、これまで以上に開示規制違反等の再発防止・未然防止につながるものとするはもちろん、市場関係者にとっても利用しやすいものとなるよう、従来の事例集の構成や内容等について見直しを行いました。具体的には、掲載する事例については、課徴金納付命令勧告を行った事例に限定することなく、課徴金納付命令勧告は行わなかったものの、開示規制違反の原因等を追究し会社とともに是正に向けた対応を共有した事例、会社に対して訂正報告書等の自発的な提出を促した事例など、可能な限り幅広く対象とすることとしました。これに伴い、事例集の名称も、一目で開示検査の事例集であることが判別

① <http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20171003.htm>

② 証券監視委は、平成17年4月に課徴金制度が適用されてから99件の課徴金納付命令勧告を行っています。

できるよう、シンプルに「開示検査事例集」と変更しました。

また、事例の掲載にあたっては、昨年7月から本年6月までに検査が終了した最新の事例を、冒頭にまとめて掲載し、開示規制違反の内容や原因等をご紹介することで、利用しやすいものとしたしました。

そのほか、事例ごとに、その事例の特色、概要、背景・原因等を簡潔にまとめた「事例のポイント」を設け、事例の大枠が掴めるようにしております。

## 2. 市場関係者へのメッセージ

証券監視委では、この開示検査事例集が、多くの市場関係者をつなぐ貴重なツールとなり、活発なコミュニケーションや対話が行われることを期待しています。また、そうした活発なコミュニケーションや対話を行うことが、開示規制違反の再発防止・未然防止につながるものと確信しております。

こうした観点から、開示検査事例集では、上場企業、会計監査人、投資家等の市場関係者に向け、メッセージを発信しています。市場関係者に対するそれぞれのメッセージの内容は次のとおりです。

### (1) 上場企業へのメッセージ

開示検査によって開示規制違反等が認められた多くの事案の背景には、その会社の取締役会・監査役会が本来の役割を果たしていないというガバナンスの機能不全が認められました。

このため、取締役の皆様には、自社のガバナンス体制が形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検していただくようお願いしています。

また、監査役・監査委員の皆様には、独立した立場から取締役の業務執行等を監査・監督す

るといふ本来の役割を果たしていただくようお願いしています。

その上で、開示規制違反等の企業不祥事を防止するためには、監査役会・監査等委員会・監査委員会と会社経営陣幹部、業務執行部門、会計監査人等が積極的かつ密接なコミュニケーションが不可欠であることをご理解いただくことを強くお願いしています。

### (2) 会計監査人へのメッセージ

会計監査人である公認会計士・監査法人の皆様には、会計監査が日本経済の持続的な成長につながることの前提となる極めて重要なインフラであることを再確認していただいた上で、適切な会計監査の実施と品質の確保に努めていただくことをお願いしています。

開示規制違反等を早期に発見し、再発防止や未然防止のためには、不正会計の実例やその発見に至る端緒、必要な対応等についてご理解を深めるとともに、監査対象企業と十分かつ活発なコミュニケーションが重要であることを認識していただくことをお願いしています。

### (3) 投資家等へのメッセージ

上場企業によるディスクロージャー規制違反は、当該企業に投資を行っている投資家の皆様へ甚大な損害をもたらすことは言うまでもありません。

投資家、とりわけ機関投資家の皆様には、本書を通じて、企業による情報開示の適正性や公認会計士・監査法人による会計監査の品質などに関心を寄せていただき、投資先企業と建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行っていただくことをお願いしています。そして、この対話の中で、投資先企業に対し、ガバナンスの機能強化、コンプライアンス経営の徹底等を求めていただくことが、投資先企業のみならず、市場全体における適正な情報開示に関する規律の向上につながるものと確信しています。

### 3. 課徴金納付命令勧告の状況

開示検査事例集では、課徴金納付命令勧告の状況についてもご紹介しています。その内容は以下のとおりです。

#### (1) 総論

平成17年4月に課徴金制度が開始されて以降、証券監視委は平成29年6月末までに、開示規制違反に対して99件、計163億7,529万

9,979円の課徴金納付命令勧告を行いました。

勧告の内訳は「開示書類の虚偽記載」に対するものが94件、「開示書類の不提出」に対するものが4件、「公開買付開始公告の不実施」に対するものが1件です(表1参照)。

平成28年度においては、開示書類の虚偽記載に対して4件、開示書類の不提出に対して1件の計4億2,578万円の課徴金納付命令勧告を行いました(表2参照)。

(表1) 課徴金納付命令勧告の内訳

(単位: 件)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
虚偽記載の勧告件数	3	8	11	9	18	9	9	9	8	6	4	94
発行開示書類等	1	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	6
うち個人	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	5
継続開示書類	1	5	6	6	7	2	6	5	2	2	1	43
両方の書類	1	3	5	2	8	6	3	4	5	4	3	44
大量保有・変更報告書	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
うち個人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
不提出の勧告件数	-	-	0	0	1	2	0	0	0	0	1	4
発行開示書類	-	-	0	0	0	2	0	0	0	0	1	3
継続開示書類	-	-	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
公開買付に係る勧告件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

(注) 年度とは当年4月から翌年3月をいう(表1から表5において同じ)。

(表2) 課徴金納付命令勧告の金額(年度別)

年度	課徴金額	年度	課徴金額
18	6億3,333万円	24	7億2,174万9,994円
19	6,684万9,997円	25	10億4,836万9,999円
20	19億1,390万9,997円	26	6億464万円
21	7億1,147万9,998円	27	78億12万円
22	18億7,981万9,994円	28	4億2,578万円
23	5億6,925万円	合計	163億7,529万9,979円

(注) 1 課徴金額は勧告時点のもの。

2 平成21年度に個人に対して行われた1件(課徴金額1億2,073万円)については、課徴金納付命令勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

## (2) 上場市場別の傾向

違反行為者(発行者である会社)を市場別に分類すると、本則市場51件に対して、新興市場53件となっています(表3参照)。

具体的な事情は様々ですが、一般に、新興市場では会社規模が小さく、意思決定権限や事務分担が特定の役職員に集中する傾向があり、また、特定部門における不正が会社全体の財務に

大きな影響を与えやすいことが、背景の1つとして指摘されています。

平成28年度は、勧告を行った5件のすべてが新興市場の発行者である会社に対する勧告でしたが、これらの上場会社では、上場廃止基準への抵触を回避したり、経営者のコンプライアンス意識の欠如、取締役会の機能不全等に起因して、不適正な会計処理が行われていました。

(表3) 違反行為者(発行者である会社)の市場別分類

(単位:社)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
東証計	4	9	11	8	17	5	8	10	6	5	5	88
東証1部(本則)	2	5	4	2	6	0	1	4	1	4	0	29
(うち旧大証1部)	1	1	2	0	2	0	0	1	0	0	0	7
東証2部(本則)	0	1	2	1	1	1	1	3	0	1	0	11
(うち旧大証2部)	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	4
マザーズ(新興)	0	0	1	2	7	2	3	0	1	0	2	18
ジャスダック(新興)	2	3	4	3	3	2	3	3	4	0	3	30
名証計	1	0	1	1	0	1	0	0	2	3	0	9
名証1部(本則)	1	0	1	1	0	0	0	0	1	2	0	6
セントレックス(新興)	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	3
札証計	0	0	2	0	0	2	1	0	0	0	0	5
札証(本則)	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	3
アンビシャス(新興)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
福証(本則)	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
本則市場計	3	6	11	4	7	1	3	7	2	7	0	51
新興市場計	2	3	5	5	10	7	6	3	6	1	5	53
年度別計	5	9	16	9	17	8	9	10	8	8	5	104

(注) 1 複数の市場に上場している違反行為者があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

2 平成25年7月16日、東証と大証の現物市場が統合された。なお、平成25年7月15日以前に勧告を行った違反行為者について、東証1部と大証1部に上場していた場合には「東証1部」の欄に2件、「うち旧大証1部」の欄に1件と表示している(東証2部と大証2部に上場していた場合も同様)。

## (3) 業種別の傾向

違反行為者を業種別にみると、情報・通信業(20件)、サービス業(17件)、卸売業(12件)において、勧告件数が多くなっています(表4参照)。

特に、情報・通信業では、上場会社の業種別構成割合(11%)に比べて、違反行為者の業種別割合(約22%)が高くなっており、ソフトウェア等の無形固定資産が、不適正な会計処理に利用

される事例がみられます。

平成28年度における勧告件数は、情報・通信業(1件)、サービス業(2件)、卸売業(1件)等となっています。その態様をみると、第三者への販売を装うなどして売上を過大に計上した事例や貸付金に対する貸倒引当金の過少計上などの不適正な会計処理が認められました。

(表4) 違反行為者(発行者である会社)の業種別分類 (単位:社)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
情報・通信業	0	4	1	1	4	5	0	2	2	0	1	20
サービス業	0	0	1	1	5	1	1	3	1	2	2	17
卸売業	0	0	2	3	2	0	3	0	1	0	1	12
建設業	2	1	3	0	0	1	0	0	0	1	0	8
電気機器	0	1	0	0	2	1	0	1	1	1	0	7
小売業	0	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	5
機械	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	4
不動産業	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	3
食料品	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
倉庫・運輸関連業	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
その他製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
水産・農林業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
非鉄金属	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
輸送用機器	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
精密機器	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
証券・商品先物取引業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他金融業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
年度別計	3	8	11	8	15	8	9	9	7	6	5	89

(注)業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

#### (4) 違反行為の科目の傾向

違反行為の科目別の内訳では、売上高(27件)、特別利益又は特別損失(27件)、資産(24件)において、勧告件数が多くなっています(表5参照)。

平成28年度においては、売上高で3件、営

業外利益又は営業外費用で1件の勧告を行っています。件数の多かった売上高では、循環取引等の手法や回収が困難となった取引について代金が回収されたように装うことによって架空売上を計上する事例等がありました。

(表5) 違反行為の科目別分類 (単位:件)

年度	22	23	24	25	26	27	28	計
売上高	7	5	3	2	4	3	3	27
売上原価	0	1	1	2	0	2	0	6
販売費及び一般管理費	2	1	0	2	0	1	0	6
営業外利益又は営業外費用	1	0	0	1	0	1	1	4
特別利益又は特別損失	9	6	5	4	1	2	0	27
資産	5	4	4	7	2	2	0	24
負債	0	0	1	1	0	0	0	2
純資産	0	0	0	2	1	0	0	3
記述部分	0	0	0	1	1	1	0	3
年度別計	24	17	14	22	9	12	4	102

(注)複数の科目にわたる虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

## 4. 最近の開示規制事例の特色・傾向

開示検査事例集では、平成28年度に終了した開示検査事例における開示規制違反の形態及

びその原因等について整理し、まとめています。

### (1) 開示規制違反の形態

開示規制違反のほとんどは、不適正な会計処理による有価証券報告書等の虚偽記載でした

(他には、無届募集事例が1件)。架空売上を計上した事例、売上の前倒し計上など、売上をめぐる不適正な会計処理が目立ちました。

### 【売上高に関する不適正な会計処理】

#### ➤ 売上の架空計上

- ① バイオ関連開発権の譲渡について、譲渡先の取締役会の承認が得られず契約が成立していないにもかかわらず成立したかのように装ったほか、回収困難となった商品売上代金を回収したかのように装うなどして、架空売上を計上したケース(開示検査事例集(証券監視委ウェブサイト参照(1頁目にURLを記載しております。))における「事例1」です。以下、同様の表記です。)
- ② サーバー等の販売において、複数の会社を利用した循環取引を行うことにより、架空売上を計上したケース(「事例2」)。
- ③ 実体のない自社開発案件に関する原価を計上することにより、ソフトウェア仮勘定を架空計上したケース(「事例7」)。
- ④ 売買契約の合意解除に伴う受取補償金は、本来、営業外収益に計上すべきであったにもかかわらず、コンサルティング手数料収入として、売上計上したケース(「事例5」)。

#### ➤ 売上の前倒し計上

- ⑤ 代金全額を受領した時点では商品を引き渡していないため、売上ではなく、前受金(負債)として計上すべきであったにもかかわらず、売上として前倒し計上したケース(「事例4」)。
- ⑥ 工事進行基準を適用する案件について、意図的に枝番を付して複数のフェーズ(工程)に分割することにより、売上等を前倒し計上したケース(「事例7」)。

### 【売上原価に関する不適正な会計処理】

#### ➤ 売上原価の過少計上

- ⑦ 売上値引きであるにもかかわらず、売上

値引額と同額の商品が返品されたように装い、売上原価を過少計上したケース(「事例6」)。

- ⑧ 費用計上すべきであった増産対応費用を計上しなかったケース(「事例8」)。

### 【営業外費用に関する不適正な会計処理】

#### ➤ 貸倒引当金の過少計上

- ⑨ 短期貸付金等の回収が困難となる可能性が高いことを把握していたにもかかわらず、その貸付先がグループ企業であるということで貸倒引当金の計上を適正に行わなかったケース(「事例3」)。

### 【資産に関する不適正な会計処理】

#### ➤ たな卸資産の過大計上

- ⑩ 費用処理すべき不良たな卸資産及び架空のたな卸資産を資産として計上したケース(「事例8」)。

### 【負債に関する不適正な会計処理】

#### ➤ 預り金の不計上

- ⑪ 共同事業の相手先から受け入れた追加出資金を当該事業以外に流用したことから、本来、預り金(負債)として計上すべきであったにもかかわらず、少数株主持分(純資産)として計上したケース(「事例5」)。

## (2)開示規制違反の背景・原因

開示規制違反が認められた会社では、経営者等からの売上目標達成へのプレッシャーや上場廃止基準への抵触回避といったものから、会計処理を検討する体制面の不備などさまざまな原因が把握されていますが、これらの会社に共通している背景として、経営陣のコンプライアンス意識の欠如及び会社のガバナンスの機能不全が見られました。

### 【原因】

- 業績が不振に陥る中、「継続企業の前提に関する注記」の付記や上場廃止基準への抵触を避けるために業績の維持・向上に対する強

いインセンティブが働いたこと(⇒(1)の①)。

- 過去に開示規制違反に係る課徴金納付命令を受けているにもかかわらず、内部管理体制は全く改善されていないという状況の中で、対外的な信用力を維持するため、公表した売上目標の達成を過度に重視したこと(⇒(1)の②)。
- 業績が不振に陥り資金繰りに窮する中、有価証券届出書による情報開示を避け、安易に資金を調達したいという思惑が働いたこと(⇒(1)の⑩)。
- 赤字が継続する中、社内のモチベーションを高めるため、単月黒字を達成しようとする等の強いインセンティブが働いたこと(⇒(1)の⑤)。
- 担当課の管理職が社内における評価を重視するあまり、厳しくなった担当課の業績の「黒字」化に過度に固執したこと(⇒(1)の⑦)。
- 競争の激化の中、トップダウンによる売上目標の達成が困難になっていたにもかかわらず、担当部門の管理職が目標の達成を過度に重視したこと(⇒(1)の③⑥)。
- 代表取締役社長からの目標達成についてのプレッシャーにより、担当執行役員が不適正な会計処理を指示していたこと(⇒(1)の⑧⑩)。
- 担当者は、債権の回収が困難な状況になったことを認識しながら、貸出先がグループ企業であることを理由に貸倒引当金の計上についての検討を行わなかったこと(⇒(1)の⑨)。
- 契約関係や取引の経済的実態に即した会計処理を検討する体制が不十分であったこと(⇒(1)の④⑪)。

## 5. 個別事例の概要について

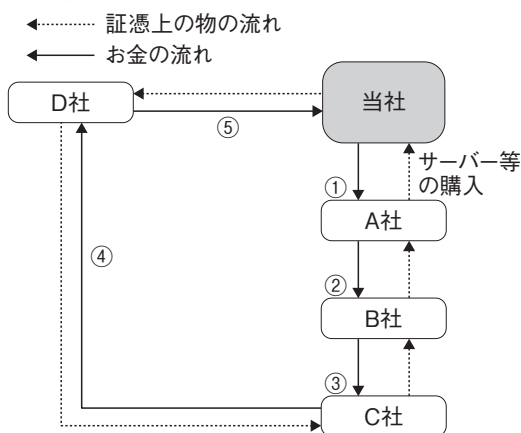
開示検査事例集では、平成28年度に終了した10件の事例を掲載していますが、ここでは、そのうち2件の事例についてご紹介します。その他の事例については、証券監視委ウェブサイトに掲載している開示検査事例集本体(1頁目にURLを記載しております。)をご覧ください。

### ○ 架空売上の計上(事例2)

本件は、過去に開示規制違反により課徴金納付命令を受け、証券取引所から特設注意市場銘柄に指定された当社が、当該指定の解除後に代表取締役社長に復帰した元社長の主導の下、公表した業績予想を達成するため、循環取引等の手法を用い、架空売上に計上したものです。

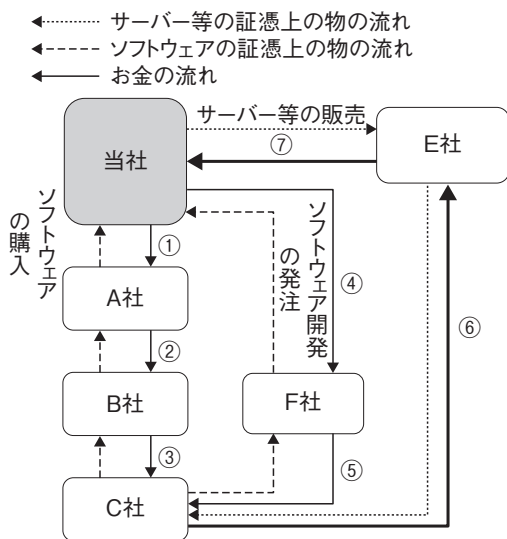
当社は、次の①及び②の不適正な処理を行いました。①元社長が売掛金の回収を偽装する循環取引を考案し、D社に循環取引について協力依頼するとともに、当社の従業員に必要な書類の作成等を指示して循環取引の外観を整えた上で、A社から購入したサーバー等をD社に対して販売したとして売上を計上し、これらの取引で発生したA社に対する買掛金及びD社に対する売掛金を当社→A社→B社→C社→D社→当社という資金循環によってそれぞれ決済しました。(図1の実線矢印①～⑤)

(図1)



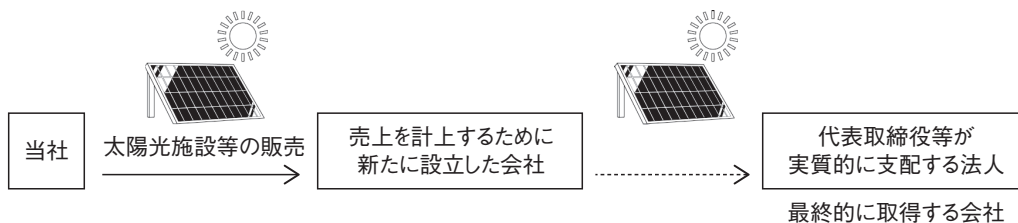
②元社長は、E社に協力を依頼するとともに、当社の従業員に必要な書類の作成等を指示して取引の外観を整えた上で、資産計上していたサーバー等をE社に販売したとして売上を計上しました。この売上に係るE社に対する売掛金は、a.ソフトウェアをA社から購入したように装うことによって捻出した資金(図2の実線矢印①~③)、b.当社がF社に対してソフトウェア開発を発注したように装うことによって捻出された資金(図2の実線矢印④・⑤)をC社からE社を経て当社に還流させることにより(図2の太実線矢印⑥・⑦)、回収を偽装しました。

(図2)



なお、本事例の不正の背景・原因は、前回検査以降も当社の内部管理体制が全く改善されず、業績予想の達成を過度に重視する企業姿勢に変わりがなかったことや、前回検査において課徴金納付命令の対象となった不適正な会計処理を主導した元社長が、改善意識を持たないまま大

(図3)



株主である取締役として会社を支配し続け、コンプライアンス意識が著しく欠如したまま代表取締役に復帰したことにあります。また、当社の取締役のうち元社長以外は全て非常勤であり、かつ、前述のとおり、元社長は大株主である取締役として実質的に当社を支配していたため、取締役会のチェック機能や監査役の監査も機能していませんでした。

これらの問題の是正に向けた当社の対応として、筆頭株主である元社長を経営から排除し、取締役及び監査役についても、元社長と関わりのない者へと一新し、所有と経営の分離を図ることとしました。また、全社員に対して、コンプライアンスに関する研修を実施することとし、幹部社員に対しては、より徹底したコンプライアンス意識を持たせるために、外部講師による研修会に参加させることとしました。

○ 売上の過大計上(事例10)

本件は、第三者への太陽光発電施設等の販売を装うなどして、売上を過大に計上するなどしたものです。

当社は、次の①、②及び③の不適正な処理を行いました。①発電所の建設・販売を行う電源開発事業において、売上を計上するために新たに会社(A社)を設立し、A社が真の販売先となるものではないことを認識しながら、A社を形式的に介在させることにより、第三者への太陽光発電施設等の販売を装うなどして、売上を過大に計上していました(図3)。なお、太陽光発電施設等は、最終的には、代表取締役等が実質的に支配する法人が取得しました。



②多額のディーゼル発電機等の売却先の支払原資等を十分に確認しないまま取引を行い、対価の回収可能性が高いとは見込めなかったにもかかわらず、売上を計上しました。③太陽光発電システム機器を取引先(B社)に販売する一方、太陽光発電所の開発にかかる工事を他の会社(C社)に請け負わせ、B社に販売した当該部品をC社に購入させ、工事に使用させました。実態としては、C社に対して当該機器を有償で供給した取引に過ぎないにもかかわらず、当社は、B社に対する当該機器の売上を計上しました。

なお、本事例の不正の背景・原因は、代表取締役等が、電力の小売自由化など、競争の激化が予想される事業環境の中、当社が一定の影響力を持つためには、事業規模を拡大する必要があるとして、売上至上主義を掲げ、本来、取締役会決議が必要な取引について、決議がないまま、独断で取引を行うなどしたことや、役職員が、売上予算の達成に向けた強いプレッシャーにより、コンプライアンス意識が希薄になっていたことがあります。また、取締役会は、本来、当社の業務執行を監督する立場にありますが、代表取締役等に対する他の取締役や監査役からの牽制が機能しておらず、内部監査室は、他部門の職員が兼務しており、独立性を欠き、十分な監査時間も確保できていない状況であったことから、実質的な監査が行われておらず、内部監査は機能していませんでした。

## 6. 最近の開示検査の取組みについて

開示検査事例集では、開示規制違反の早期発見・早期是正及び開示規制違反の再発防止・未然防止を確実に推し進めるための証券監視委の取組みについてもご紹介しています。具体的な取組みは次のとおりです。

### (1) 内外環境を踏まえた情報力の強化(フォワード・ルッキングな市場監視)

近年、日本を代表するグローバル企業による開示規制違反や海外子会社の管理体制の不備などに起因した事例を踏まえつつ、昨今の経済環境・政治情勢の変化等に伴う潜在的な開示規制違反リスクに対応するため、開示規制違反を未然に防止する観点から、フォワード・ルッキングなマクロ的な視点に立った大規模上場会社に対する継続的な監視を行っています。具体的には、市場インパクト(仮に、問題が発覚した場合の市場への影響)や不正発生リスク(不祥事が発生するリスク等)に着目した継続的監視や国内外の経済環境等の変化(英国のEU単一市場離脱、米国新政権発足等)に伴う開示規制違反の潜在的リスクに着目したテーマに基づく情報収集・分析を行っています。

### (2) 迅速かつ効率的な検査・調査の実施(多面的・複線的監視)

開示規制違反の再発防止・未然防止を図るため、多様な対応による機動的な検査・ヒアリングを行っています。具体的には、ガバナンスや内部統制の機能不全等が認められた会社や開示規制違反につながるおそれのある事象等が発生している会社などに対して、継続的な監視を行い、必要があれば、検査・ヒアリングを行うこととしています。これにより、会社の自主的な有価証券報告書等の訂正や会社自身による「適正な情報開示を行うための体制」(以下、「適正な情報開示体制」という。)の整備等を期待しています。

また、開示規制違反を幅広く捉えた効果的な開示検査を実施することとしています。例えば、会社のリスク情報等が記載されている有価証券報告書等の非財務情報については、重要な投資情報でもあることから、記載内容の矛盾等について積極的に調査・検査を行っていくこととし

ています。特定関与行為(虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出を容易にすべき行為又はその提出を唆す行為を言います。)についても、開示検査の過程で、特定関与行為の疑いのある者について積極的に検査を行っていくこととしています。こうした検査を積極的に実施し、その結果を市場関係者等に広く周知することにより、開示規制違反の抑止につながるものと考えています。

### (3) 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組み(実質・全体の重視)

開示検査において、開示規制違反が認められた会社については、再発防止に向けた会社自身による適正な情報開示体制の整備を促進する観点から、当該会社の代表者等と当該開示規制違反の原因等について議論し、問題意識の共有を図ることとしています。こうした取組みを継続していくことにより、開示規制違反の再発防止・未然防止につながるものと確信しています。

## 7. おわりに

本事例集においてご紹介しているとおり、開示規制違反の背景・原因は、経営者への権限の集中や取締役会・監査役会の機能不全等にあると指摘されています。

上場企業が適正な情報開示を行うためには、経営者自身がコンプライアンス意識を高く持ち、自社のガバナンス体制を形式ではなく実質を伴ったものとし、実効的な内部統制が確保されていることが不可欠です。市場関係者におかれては、上場企業の適正な情報開示の確保に向け、上場企業との積極的なコミュニケーションの中で、コンプライアンス経営の徹底やガバナンス体制の構築を厳しく求めていただきますようお願いいたします。本事例集がその一助となることを期待しています。

(以上)